

「山口県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画(案)」
に対する意見とそれに対する県の考え方

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>P 5「1 診療施設及び主要な機器等の整備現状」として各施設件数の表記載がありますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部、中部、西部、北部の区切りについて、地図による明示が必要。 ・施設機器等については、実数以外に「偏在の有無」も問題となるはずなので、地図による明示が必要。 ・上記の内容を追加した上で、再度意見募集を実施すべき。 ・対象地域明確化、対象施設機器配置状況は行政施策の重要内容のひとつと考えます。上記内容計画内非明示とするならばその理由を明示願います。 	<p>本計画は、国が示す『都道府県における「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画」作成の指針』（以下作成指針とする。）に沿って作成しているとともに、県内の産業動物の診療は全て現地への往診により対応しており、施設機器等の所在による影響はないと考えております。</p> <p>対象地域の明確化等については、ご指摘により診療対象範囲である東部、中部、西部、北部の対象市町を注釈に記載しました。</p>
2	<p>P 6「2 診療施設の整備に関する目標」として「推進」「整備」「促進」「配慮」「強化」「連携」等の記述が並んでいますが、現状の施設機器等の利用状況利用実態他実情に関する資料が無い中で「推進」「整備」「促進」「配慮」「強化」「連携」等の具体的記述も無い計画について県民として意見提示は困難です。県民意見募集を行うのならば、少なくとも</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設機器利用実態（稼働状況、余裕の有無） ・上記を踏まえての具体的な施設機器運用計画を明示願います。 <p>上記内容追加の資料で再度意見募集実施すべき。</p> <p>上記内容「具体的内容は今後の施策」と言うのであれば、その旨当計画(案)に明示の上、具体的施策策定の際は別途、県民他関係者・施設機器等利用使用者・専門家意見徴集の上適切な「推</p>	<p>作成指針に示されている効率的な獣医療の提供体制の整備について記載するため、日常的に行う検査に必要な診療機器（例：顕微鏡等）以外の中核的な診療施設が所有する高度な施設機器の整備状況を表3に示し、その活用について記載しています。</p> <p>なお、産業動物は往診により対応しており、診療施設を常時使用している状況ではなく、施設機器の利用については、連携が図れる余裕があると考えております。</p> <p>また、中核的な診療施設との連携については「P 7(2)各地域における診療施設の整備目標」にて地域毎に記載しています。</p>

	進」「整備」「促進」「配慮」「強化」「連携」等のための施策作成願います。	
3	<p>P 9「第3 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域」は診療施設の整備に関する目標及び獣医師確保に関する目標を達成するために計画的な取組みが必要と見込まれる地域は、次のとおりとする。との記述で始まりますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療施設の整備に関する目標：具体的内容当計画内に見当たらず。 ・獣医師確保に関する目標：後述（P 11）と認識 <p>具体的「目標」未提示のまま「達成のために」と言う計画は不適切と考えます。</p>	<p>今後の家畜の飼養状況等から診療施設の整備に関する目標については、P 6に記載したとおり、既存の診療施設による相互連携等により、効率的に獣医療の提供体制を整備し、各々の診療施設の機能を十分に発揮・維持することで対応することとしています。</p> <p>獣医師の確保目標はご指摘のとおり、表現に「後述の」を追記しました。</p>
4	<p>P 9「1 計画的な取組が必要と見込まれる地域」として対象地域/市町の表がありますが、当表内市町、「全県」となるはずです。表記載せず「対象：県内全市町」となぜしないのでしょうか。</p>	<p>各地域における畜産の特徴が理解しやすいように対象市町を記載しています。</p>
5	<p>P 9「2 地域獣医療の必要性」で、各地域「提供を推進する必要がある」との事ですが、具体的実情（施設機器等使用/利用状況等）提示なき限り「推進」の「必要」の有無の判断困難です。各地区各案件「推進」が「必要」とする具体的理由（実績数値資料）の提示が必要と考えます。</p> <p>上記内容追加の資料で再度意見募集実施すべきと考えます。</p>	<p>産業動物は往診により対応しており、診療施設を常時使用している状況ではありません。施設機器の利用については、連携が図れる余裕があると考えております。</p>
6	<p>P 11「獣医学生の確保」の記述がありますが、「高卒新規入学大学生」のみ対象にしている感じがします。今後は、「転職・退職者の獣医学転進」も視野に入れるべきと感じます。</p> <p>上記内容追加の資料で再度意見募集実施すべきと考えます。</p>	<p>獣医学生の確保に関しては、「高卒新規入学大学生」を区別せず、全ての学生に対して産業動物分野や公務員分野への就業・定着を図る取組を推進しています。</p>

7	<p>P13以降は具体的な数値施策無き「方針」「推進」と言った概要記述と認識致します。</p> <p>当計画「方針」に基づいての具体的施策作成時は、県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。</p>	<p>必要に応じて、関係機関や自治体等からの意見を聞き取った上で対応します。</p>
8	<p>P17の「広報活動の充実」の記述があります。「ホームページの充実」は必須でしょうが、「情報が必要な方がホームページを見る/たどり着く」ための施策が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各所各員への通知指導教育広報 ・県民への通知指導教育広報 ・県民への通知指導教育広報のための企業への働きかけを当計画内明示すべきと考えます。 <p>上記内容追加の資料で再度意見募集実施すべきと考えます。</p>	<p>引き続き、広報活動を強化し、獣医療の果たす役割についての県民の理解醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及に努めてまいります。</p>
9	<p>P17の「取組内容の見直し」の記述ありますが、当計画推進・把握・見直し検討の主体、把握見直し期間の記述がありません。当計画（案）内に明示必要と考えます。</p> <p>上記内容追加の資料で再度意見募集実施すべきと考えます。</p> <p>実行主体、把握見直し期間は行政施策の重要内容のひとつと考えます。</p> <p>上記内容計画内非明示とするならばその理由を明示願います。</p>	<p>国は作成指針にて、取組内容の見直しに関しては「取組状況や達成状況を把握し、必要な場合は取組内容の見直しを検討するものとする」としていることから、本計画についても国の指針に従って対応することとしています。</p>
10	<p>俗に言う「動物愛護法」は5年おきの見直しです。これは、法で決められたルールで、時代に即した見直しを行っていると思います。今回の県計画も、「酪肉近代化計画」のなかで、産業動物獣医師の関わりに触れており、少なくとも産業動物獣医師の配置や</p>	

	処遇についても5年毎の見直しの必要性を感じます。	
11	県パブリックコメント/意見募集施策資料には、行政施策の重要事項と思われる実行主体、把握見直し期間の明示を必須とされますよう御願致します。	いただいたご意見については、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
12	当施策推進には「獣医療」「獣医療を提供する体制」等について県民の関心を高める必要もあると思われま。その様な施策作成推進を宜しく御願致します。 <例(あくまで例)> ・獣医師活動の広報(各動物園等) ・飼育獣活用施策展開・推進:ヤギ除草等々	県民の方々に各種取組に対する関心を持っていただけるよう、引き続き広報活動を行っていきたくと考えています。
13	意見作成の為には文中に明示されております関係法令・条例等も確認すべきと考えます。又、前述/後術の通り記述に多数の不備不足があると感じます。その様な意見募集を、通常と同様の1ヶ月の期間設定は短く感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
14	県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるが、「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。	
15	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(令和3年3月9日の山口新聞、中国新聞、宇部日報 ※いずれも突出広告)により広報に努めました。

	<p>に提示願います。県広報誌(2月発行)にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われます。前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。意見募集結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。</p>	<p>また、県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
16	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。</p>	<p>本計画の内容は、学識経験者や関係機関の有識者からいただいたご意見を反映させています。</p>
17	<p>年代表記が元号のみと思われます。分かりやすくするため西暦への統一または双方併記への統一を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>国が示した作成指針に従って、和暦(元号)表記で統一しています。</p>
18	<p>パブリックコメント/意見募集の資料の年代表記は西暦のみあるいは西暦元号併記とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>いただいたご意見については、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>
19	<p>掲載(図)表には通し番号付記願ひ致します。</p>	<p>ご指摘により、通し番号を付記しました。</p>
20	<p>パブリックコメント/意見募集の資料の図表には通し番号付記を必須とされます様宜しく御願ひ致します。</p>	<p>いただいたご意見については、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

21	行政用語・専門用語多数見受けられますが、「用語解説」がありません。「用語解説」の追加を御願ひ致します。	ご指摘により、特に分かりにくいと思われる専門用語には、解説を追加しました。
22	「用語解説」の掲載を、県パブリックコメント/意見募集案件資料の必須項目とされます様宜しく御願ひ致します。	いただいたご意見については、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。
23	前述『県パブリックコメント/意見募集案件資料への「用語解説」の掲載』は、過去数年にわたる意見募集各案件へ意見提示しております。今回当案件に「用語解説」の無い理由を明示願ひます。「用語解説」追加の資料提示しての意見募集再実施をすべきと考えます。	<p>いただいたご意見については、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>